

乙級巡洋艦五隻ノ装備保留方等ニ関スル昭和十三年九月九日付英國大使發字垣外務大臣宛

公文仮訳

以書翰啓上致候陳者英国外務大臣ハ一九三六年十一月二十日付在倫敦日本國大使宛書翰ニ依リ吉田氏ニ対シ連合王國ノ國家的安全ノ要件カ乙級巡洋艦五隻〔カーティフ」「ヤンベ」「カルデン」「カリブソ」「カラドック〕ノ保留ヲ必要トスル旨通報スルノ光榮ヲ有シタル次第ニ有之候右艦船ノ保留ハ一九三〇年倫敦海軍條約ニ依リ許容セラレタル巡洋艦種ニ対スル噸数（三三九、〇〇〇噸）ヲ一〇、二七〇噸大超過セシムルコトトナル旨並英國政府ハ從ツテ本件超過噸数ヲ保留センタメ同條約第二十一条ノ援用方提議スル旨説明致置候尚(イ)右艦船ハ最大限五ヶ年ノ平和的勤務ノタメニ保留セラル旨並(ロ)右艦船ハ巡洋艦トシテニ非ス現有六吋砲裝備ヲヨリ一層輕微ナル裝備ヲ以テ代フルコトニ依リ防空艦船トシテ使用セラルヘキ旨ノ誓約ヲ致置候

(ロ)英國政府ハ一九四一年末迄ニ前記巡洋艦五隻ノ總噸数

ト同等又ハ其以上ノ噸数ノC級又ハ他級巡洋艦五隻ヲ廢

棄スベシトノ一九三六年十一月ノ誓約ヲ遵守スルノ意向ニ有之候併乍ラ一九四一年ニ於テ廃棄セラルヘキ艦船ニ對シ防空裝備ヲ以テ六吋砲裝備ニ代フルコトカ經濟的措置ナラナルコトハ明瞭ニ候蓋シ本件五隻ノ艦船カ廃棄セラレタル場合防空裝備ハ撤去セラレ他ノ艦船ニ使用セラレ得ト雖モ裝備ヲ設置シ之ヲ斯ル短期間後再度撤去スルニ要スル費用ハ概シテ空費トナル次第ニ有之斯ル措置ハ經濟的見地ヨリ英國政府ヲ批判ノ対象タラシムヘク候三)、英國政府ハ依而第一節記載ノ艦船五隻ノ現有裝備ヲ保留スルコトヨリ長期ノ艦齡ヲ有スト見積ラレ居ル他ノC級巡洋艦五隻ヨリ六吋砲裝備ヲ撤去スルコト此等艦船ニ於ケル裝備ヲ一層輕微ナル防空裝備ニ依リ代ランムル様提議致候

右申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候

敬具

4 日本への新条約加入招請問題

514 昭和11年4月7日 在英國藤井臨時代理大臣より
有田外務大臣宛(電報)

クノーキー外相より新海軍条約に日本加入方

照會の件

付 記(昭和十一年四月三日クノーキー英国外務大臣より)

在英國藤井臨時代理大臣宛書簡

新海軍条約加入方招請に關する英國政府書簡

ロ・ム・ロ 4月7日後発

本 省 4月8日前着

第二十六号

本官宛三日付書翰ニテ「クノーキー」ハ外相ノ名ヲ以テ新条約ニ關シ何等御意見アラハ喜ヒカラ承ルト共ニ御説明致スベク他方同条約第三十一条(往電第100号)ニ基キ日本政府カ本条約ニ加入セラレントハ英政府及他ノ右条約署名国政府ノ希望スル所ナリュノ趣旨ヲ申越セリ

右書翰郵送セリ

米、仏、伊へ暗送セリ

会議脱退後における諸交渉

5 (付 記)

5 (付 記)

signed on the same day.

2. You will also have received from the Secretary-General of the Naval Conference copies of the minutes of the Plenary Session and the meeting of the First Committee and also copies of the reports of the various technical sub-committees. From these documents and as a result of the presence of Japanese observers at the Conference, the Japanese Government will be aware of the various considerations which have led the signatories to agree upon the provisions which now appear in the Treaty and Protocol of Signature. In the event of the Japanese Government wishing to offer any observations on the text, His Majesty's Government will be glad to receive them and to furnish any explanations which it may be in their power to give.

3. As stated in Article 31, the Treaty remains open to accession on behalf of any country for

which the London Naval Treaty of 1930 was signed. It is the hope of His Majesty's Government in the United Kingdom and of the other countries on behalf of which the Treaty was signed that, after careful reflection, the Japanese Government may be able to see their way to accede to the Treaty.

I have the honour to be,
with high consideration,

Sir,

Your obedient servant,
(For the Secretary of State)

(Sgd) R. L. CRAIGIE

Mr. Keinosuke Fujii,
etc., etc., etc.

(起居)

立書翰附士致候陳者本函ノ川月1十五日ハ本函ハ書翰ヲ以
テ川月1十五日「ロハニ」ニ於テ「トマニタ」合衆國、
「オーバーラント」連邦、「カナダ」「仏蘭西國」「スル」一

ム「ブリテン」及北部「ハイランダム」連合王國、印度並
ニ「リヨン・シーラン」ハ署名シタル海軍軍備ノ縮減ニ
關スル条約及署名議定書ノ本文ノ認証謄本ヲ日本國政府へ
ノ輸送ノ為貴官ニ送付スルノ光榮ヲ有シ候右謄本ハ條約第
三十一條及議定書第三号ノ規定ニ依リ送付ヤハシタルモノ
ニシテ同日署名セラレタル追加議定書ノ謄本ヲ添付セラ
居リ候

後本条約ニ加入シ得ルニ至ラニコトハ連合王國ニ於ケル
皇帝陛下ノ政府及本条約ニ署名シタル他ノ諸國ノ政府ノ
希望スル所ニ有之候 敬具

千九百三十六年四月三日南西第一区外務省ニ於テ
アール・ヒル、クレーリー

藤井 啓之助殿

111 貴官ハ海軍會議事務總長ヨリ總令及第一委員会會議

ノ議事録ノ謄本並ニ各種専門分科会ノ報告書ノ謄本ヲヤ
受領セラレタルベク候右書翰ニ依リ且會議ニ日本國傍聴
者ノ參列シタル結果トシテ日本國政府ハ署名國ヲシテ現

ニ条約及署名議定書中ニ表ハルル規定ヲ協定スルニ至ラ

シヌタル各般ノ考慮ヲ了知シ居ラルベク候日本國政府ガ
本文ニ關シ何等カノ意見ヲ提出セント希望セラルル場合
ニハ皇帝陛下ノ政府ハ之ヲ承ルト共ニ其ノ与ヘ得ル説明

ヲ提供スルコトヲ欣幸トスルモノニ有之候

111' 条約第三十一條ニ記載セラルル如ク本條約ハ千九百
三十ノ「ロハニ」海軍條約ニ署名シタル國ノ加入ノ
為守続キ開キ置カレ居リ候日本國政府ガ慎重ナル考慮ノ

限スルト言フノテモナク且又条約中至ル所ニ留保条件カ付イテ居ル有様テ一見無条約ト何等選フ所カナイ様ニ見ヘル然シ一層深ク研究シテ見ルト今度ノ条約カ実ハ前条約ト同様若ハ夫レ以上有効ニ各海軍国ヲ束縛スルモノテアリ又海軍競争ニ対スル防壁トシテ今日ノ外交術ニ依ツテ設立シ得ル最モ強力ナモノテアルコトカ分ル先ツ第一ニ本条約ニ依リ英米仏三国ハ今後六年間八千噸以上ノ巡洋艦又ハ一万七千五百噸以上ノ主力艦ヲ建造セヌコトヲ約シタノミナラス各国共新艦建造着手ノ四箇月前予メ其ノ趣ヲ他ノ締約国ニ通達スル義務ヲ負フニ至ツタカ之ハ旧条約ノ下テハ各國力条約限度迄勝手ニ建造出来タノカラ見ルト一進歩ト言フコトカ出来ル

第二ニ新条約中各所ニ「若シ締約国ノ一カ事情変更ニ依リ国防上ノ必要ニ付実質的影響ヲ受ケタト信スル場合ニハ本

条約ノ制限ニ拘束サルルコトナシ」トノ留保条項カ付イテ居ルカ夫レハ要スルニ若シ日独伊三国カ新規ノ武器ヲ作ル場合ニハ締約諸国ト雖建艦競争ヲスル覺悟カナクテハナラヌコトヲ意味スル処カ日独伊各国カ英米仏ノ各国ト建艦競争ヲ行フコトハ其ノ資力上不可能事テアルカラ結局新条約

ハ英米仏ノ三国カ從来通リノ比率ヲ維持シツツ而モイザ必
要トアレハ之ヲ拡張スルノ自由ヲ留保シ以テ日独伊三国ノ
建艦競争ヲ不可能ナラシメントスルモノニ他ナラヌ斯ノ如
キ新条約ハ實質上ハ從來ノ比率ヲ維持セントスルモノテア
ルカ他方明文上ハ何等比率ニ言及スル所カナイカラ日独伊
三国トシテハ之ニ参加ヲ拒ム口実ナク参加ヲ拒メハ彼等ハ
秘カニ新型軍艦ヲ造ラント目論ンテ居ルト攻撃サレテモ
方カナイコトニナル又日本ニ取ツテモ本条約ニ加入スレハ
英米共ニ從前ノ比率以上ニハ建艦セヌト言フ方法モ得ラレ
又英米ノ建艦計画ノ予告モ受ケ得ルコトトナリ且又外交上
ノ孤立カラモ免レ得ル利益カアル、要スルニ今度ノ条約ハ
外交上ノ成功テアリ此ノ上ハ一日モ早く上院ノ批准ヲ得度
イモノテアル

516 昭和11年5月20日 在米國斎藤大使より
有田外務大臣宛(電報)

新海軍条約上院通過に関する米国新聞社説について

ワシントン 5月20日後発
本 省 5月21日前着

第二二〇号
往電第一二〇一号ニ関シ

十九日各新聞ハ十八日ノ海軍条約上院通過ノ模様ヲ略記シ
討議ニ何等ノ熱意無カリシコトヲ報シ居レルカ二十日華府
「ポスト」及「イヴニング・スター」ハ更ニ右ニ関シ社説
ヲ掲ケタリ其ノ論旨ヲ見ルニ
「ポスト」ハ上院ハ一票ノ反対モ無ク海軍条約ニ同意ヲ与
ヘタルモ議員中ニハ右ニ対シ特ニ称讃ノ辞ヲ述ヘタル者モ
又猛烈ナル攻撃ヲ為シタル者モ無ク一般感情ハ可モ無ク不
可モ無シトノ状態ナリキ「デヴィス」大使ハ日本モ結局右

条約ニ参加スヘシト述ヘタルカ該条約ハ建艦計画ノ事前通

告ト或種ノ質的制限ヲ規定シ居ルノミニシテ理論上各国ハ

自己ノ財政ト海軍競争誘致ノ危険ヲ顧慮スル以外自由ニ増

艦シ得ル次第ナルヲ以テ日、独、露、伊ノ参加スルト否ト

ハ實際上左シタル問題ニアラス然レトモ「ハイラム・ジョ

ンソン」カ述ヘタル如ク右条約ヲ以テ何等ノ価値無キモノ

ト為スハ誤ニシテ幼稚ナル方法トハ言ヘ混沌タル時代ニ於

テ國際協定ニ依ル海軍制限ノ方式ヲ存続シタルハ意義アル
所ニシテ右条約失効以前真ノ軍縮条約成立ノ見込生スルヤ

モ知レス而シテ其ノ際ニハ右条約ハ其ノ基本トナルヘキモノナリ云々ト述ヘ
「スター」ハ日本ハ現条約失効後ニ於テモ英米政府ヲ通シ
非公式ニ其ノ建艦計画ヲ内報スヘキ旨約束シタル趣ナル處
右ハ海軍条約ニ対スル暗黙ノ参加ヲ意味スルモノニシテ英
米間「パリティ」維持ノ了解ト相俟チ海軍条約カ現國際情
勢上満足ナル基礎ノ上ニアルコトヲ示スモノト言フヲ得ヘ
ク其ノ間英國ハ所謂条約海軍ノ完成ニ進ミツツアルヲ以テ
米国ノ海上ニ於ケル安全保障ハ確保セラレタルモノト云フ
ヲ得ヘシ云々ト論ス

英、仏、伊、紐育ニ郵送セリ

517 昭和11年6月22日 永野海軍大臣・有田外務大臣より
広田内閣總理大臣宛

新海軍条約に日本政府の加入方招請に関する 講議について

付記 昭和11年6月18日海軍省軍務局第一課
同右に関する閣議における海軍大臣説明案

海軍大臣 永野 修身
外務大臣 有田 八郎

内閣総理大臣 広田 弘毅殿

千九百三十六年倫敦海軍条約ニ帝国政府

ノ加入方招請ニ関スル件

本件ニ関シ別紙ノ通閣議決定相成様致度此段及請議候也

(別紙)

本年四月三日英國政府ヨリ本年三月二十五日倫敦ニ於テ英米仏三国間ニ署名セラレタル海軍軍備ノ制限ニ関スル条約ニ帝国政府ノ加入センコトハ右諸国政府ノ希望スル所ナル旨申越セリ右ニ対シ在英藤井代理大使ヲシテ帝国政府ハ現在ノ状態ニ於テハ本件条約ニ加入ノ意向ナキ旨英國政府ヘ申入レシムルコトト致度シ

付記

千九百三十六年倫敦海軍条約ニ帝国政府ノ加

入方招請ニ関スル件閣議ニ於ケル大臣説明案

(一一、六、一八 軍務局第一課別室)

量ヲ制限スルコトナク質ノミヲ制限スルトキハ兵力ノ相対

関係ハ量ノミニ依存スルコトト為リ資源工業力等大ナル国

内閣外甲第六二号

昭和十一年六月二十三日

内閣総理大臣 広田 弘毅

518 ※昭和11年6月23日 広田内閣総理大臣より

新海軍条約加入方招請に関する請議に対する

指令

内閣外甲第六二号

昭和十一年六月二十三日

内閣総理大臣 広田 弘毅

519 昭和十一年六月二十二日倫海機密第三九二号

昭和十一年六月二十二日倫海機密第三九二号
千九百三十六年倫敦海軍条約ニ帝国政府ノ加入方招請ニ関スル件請議ノ通
指 令

外務大臣 有田 八郎殿
海軍大臣 永野 修身殿

命令

昭和十一年六月二十二日倫海機密第三九二号

千九百三十六年倫敦海軍条約ニ帝国政府ノ加入方招請ニ関スル件請議ノ通

付記※(日付不明)有田外務大臣より在英國藤井臨時代

付記※(日付不明)有田外務大臣宛(電報)
理大臣宛電報(電信番号不明)

日本政府新海軍条約に不参加回答方訓令

ロンドン 6月29日後発

本省 6月30日前着

第三六四号

貴電第一〇七号ニ関シ(帝国政府ノ倫敦海軍条約不参加ノ旨回答方ニ関スル件)

二十九日藤井ヲシテ「ク」ヲ往訪セシメ御来示ノ次第ヲ申

ガ現相对関係ヲ維持セントスルニ有利ナルト共ニ何等軍縮ノ実ヲ挙ゲ得ズ却ツテ最モ忌避スベキ量的競争ヲ激成スルノ虞大ナリ

一方帝国海軍トシテハ量的ニ無制限ナル状態ニ於テ国防ヲ安固ナラシメントセバ最モ国情ニ適応セル効果的軍備ヲ整備スルコト緊要ニシテ之ガ為ニハ質的ニ完全ナル自由ヲ保有スルヲ有利トスルモノナリ

之帝国ガ今次海軍會議ニ於テ脱退ノ止ムヲ得ザルニ至リタル重要ナル理由ナル処千九百三十六年ロンドン海軍条約ハ量的ニハ何等制限ヲ為サズシテ單ニ質的制限、情報交換ニ関スル規定ヲ主体トセルモノナレバ帝国海軍トシテハ之ニ加入方考慮シ難キモノナリ

加入方考慮シ難キモノナリ

518 ※昭和11年6月23日 広田内閣総理大臣より

新海軍条約加入方招請に関する請議に対する

指令

内閣外甲第六二号

昭和十一年六月二十三日

内閣総理大臣 広田 弘毅

(付記※)

米、仏、伊ヘ転電セリ

在英 藤井代理大使

有田大臣

帝国政府ノ倫敦海軍条約不参加ノ旨回答

方ニ関スル件

貴電第二一六号ニ関シ

貴電第一〇七号ニ関シ(帝国政府ノ倫敦海軍条約不参加ノ旨回答方ニ関スル件)

二十九日藤井ヲシテ「ク」ヲ往訪セシメ御来示ノ次第ヲ申

米へ転電シ仏伊へ暗送アリタシ

520

昭和11年7月3日

在米国斎藤大使より
有田外務大臣宛(電報)

日本の新海軍条約参加拒否及び英國のエスカレーター条項援用説に関する米国の新聞論調

について

ワシントン 7月3日前発
本省 7月4日前着

第一、七月二日各新聞ハ軍令部長「スタンドレー」カ日本ノ海軍制限条約参加拒否ニ鑑ミ明年建造スヘキ二隻ノ戦闘艦ニハ十六吋砲ヲ搭載スヘキ旨声明シ更ニ今議会ニ於テ五十四隻ノ補助船舶建造法案ノ(往電第四五号参照)通過セサリシコトヲ遺憾トスル旨述ヘタル次第ヲ報シ居レ

二、七月一日「イヴニング・スター」ハ英國ノ「エスカレーター」条項援用説ニ関シ海軍制限ノ終了ト題シ要旨左ノ如キ社説ヲ掲ケタリ

英國ノ「エスカレーター」条項援用ノ趣旨ハ倫敦条約非紐育「ヘラルド・トリビューン」

華府會議ニ於テ成立セル諸条約ハ海軍制限ノ外支那ノ領土保全、毒瓦斯使用禁止、潜水艦使用制限等其ノ規定スル所広汎ニ亘リ居リ當時米全權「ロツヂ」ハ右ニ依リ一九四七年迄代艦ノ場合ヲ除キテハ戦闘艦ノ建造行ハルコトナシ

ト述ヘ英全權「バルフォア」ハ右會議ヲ以テ世界平和ノ促進上最成功ヲ収メタルモノニシテ此ノ点ニ於テ史上無比ナリト称ヘタルカ今ヤ日、英、米三国ハ將ニ三万五千噸ノ戦闘艦ヲ建造セントシ居レリ閩東軍ハ支那領土ノ保全ニ対シ独自ノ解釈ヲ下シ各國軍隊ハ皆防毒面ヲ備ヘ又潜水艦ニシテ商船ヲ攻撃セサル場合アリトセハ右ハ商船カ駆逐艦ニ擁護セラレ居ル場合ニ限ラレ条約ノ規定ヲ遵守スルモノナキ現状ナリステ華府条約ハ建艦ヲ制限セス戰争ヲ「ヒューマナイズ」セス又太平洋問題ノ解決ニモ資スル所ナキニ鑑ミ如上ノ如キ會議當時ノ楽觀論ハ誤ナリシコト明カナルカ

右条約作成者ノ現世界ニ残シタルモノ正シツルアリ右ハ彼等ノ目的及理想ニシテ十五年前ノ樂觀論ノ誤ナリシカ如

締約国カ一九三〇年以来二百隻以上ノ潜水艦ヲ建造シタ

ルニ鑑ミ本年中ニ廃棄スヘキ駆逐艦四万噸ヲ保留スルニアル處右ニ依リ英國モ駆逐艦ノ超過噸数ヲ廃棄スルノ要ナキニ至ルヘク尚日本モ自ラ別ニ「エスカレーター」条

項ヲ援用シ潜水艦ノ増加ヲ為スニ至ルヤモ知レス右英國ノ措置ハ極東ニ於ケル日本ノ行動、独逸海軍カ復活ノ危険、地中海ニ於ケル対伊屈從的経験等ニ鑑ミ日夜作成シツツアル海軍計画ノ一部ニシテ國際状態右ノ如クナル以上最早軍縮達成ノ見込皆無ト云フヘシ云々

英、仏、伊、紐育ニ郵送セリ

521

昭和12年1月3日

在米国斎藤大使より
有田外務大臣宛(電報)

ワシントン条約及びロンドン条約の終了に關する米国諸新聞の社説報告

ワシントン 1月3日後発
本省 1月4日前着

第二号

一日各新聞ハ華府及倫敦条約ノ終了ニ関シ社説ヲ掲ケタルカ何レモ右二条約ヲ以テ失敗ト断シツツモ猶世界平和ニ貢

ク今後ノ事態ニ對スル悲觀論モ亦誤ナルヤモ知レス即チ華府条約ハ各種問題ノ恒久的解決ニハ失敗シタルモ誠心誠意協調スルニ於テハ國際間ノ軍備競争又ハ政治的対立ヲ理想的ニ是正シ得ヘキコトヲ証明シタルモノニシテ各國カ再ヒ理性ニ立帰リタル場合ニハ右ハ貴重ナル先例ヲ提供スルモノト言フヘシ云々

「ボルチモアサン」

從来ノ軍縮条約カ軍備制限上果シテ有効ナリシヤニ付テハ議論多ク或ハ主力艦ノ制限カ巡洋艦ノ競争ヲ誘致シ巡洋艦ノ制限カ飛行機ノ競争ヲ誘致セル等却テ競争ヲ惹起シタルト為ス者アリ或ハ右条約ハ半端的役目ヲ為シタルニ過キス或ハ一九二〇年代ノ國際情勢ニ鑑ミ國際条約ナカリシトスルモ當時ニ於テハ軍備競争起ラサリシナルヘント為ス者アルモ華府条約ハ太平洋過去十年間ニ於ケル平和的發展ノ先驅トナリ倫敦条約ハ巡洋艦競争ニ依リ緊張シタル英米關係ヲ緩和シタルノミナラス何レモ關係國ノ経費節減ニ資スルコト甚大ナルモノアリ米國ニ付テ見ルモ十年前ト既ニ軍縮

条約ノ失敗ヲ見越シ条約所定量迄ノ海軍建造ヲ実行シツツアル今日トノ間ニ於テ海軍費ニ付六割以上ノ増加ヲ示シ居

六 英独及び英ソ海軍協定関係

522

昭和10年4月30日

在英國松平大使より
廣田外務大臣宛（電報）

英國下院における英独海軍交渉についての質

問に対するサイモンの答弁について

ロンドン 4月30日後発
本省 5月1日前着

海軍所要量に関する英独非公式会談の延期説

について

ロンドン 5月1日後発
本省 5月2日前着第一五六二号
往電第一三〇号ニ閲シ

二十九日「サイモン」ハ下院ニ於テ質問ニ答へ四月二十五日ノ事ト思フカ独逸政府ヨリ二百五十噸潜水艦十二隻建造ノ命令ヲ発シタル旨通告アリタル旨並ニ本件ヲ連盟ニ通告スヘキヤ又ハ独逸トノ海軍交渉ヲ如何ニスヘキヤ等ニ付テハ殊ニ重大ナルニ鑑ミ慎重考慮中ニ付余リニ回答ヲ督促セサルコトヲ望ム旨述ヘ「キール」ノ潛水艦學校開設説ニ関シテハ何等公ノ通知ヲ受ケ居ラサル旨答ヘタリ

523 昭和10年5月1日 在英國松平大使より
廣田外務大臣宛（電報）

レリ然レトモ軍縮ノ成否カ國際情勢如何ニ依ルコトハ事實ニシテ右諸條約ハ太平洋ニ於ケル均衡ノ変化ヲ理由トシテ日本ニ依リ廃棄セラレタル次第ナルモ右ノ事實ナシトスルモ独逸ノ再軍備等ニ依ル歐州政局ノ變化ハ右條約ノ更新ヲ

困難ナラシメシナルヘク從テ若シ今後海軍競争カ激烈化スルモノトセハ右ハ單ニ無条約ノ故ニアラスシテ國際情勢ノ如何ニ左右セラルモノト言フヘキナリ云々

英、仏、伊、紐育ニ郵送セリ

649 独逸代表ハ五月六日ノ英帝御即位二十五年感謝祭ノ一週間後頃ニ來英スルコトニ決定シ居リタル趣ナリシモ其ノ後独逸側ノ潛水艦建造及「キール」潛水艦學校開校ノ報（往電第一五六二号）ニ次キ「ヒトラー」ハ本月半頃海軍計画ヲ声明スヘク旁本件会談ノ延期ヲ申出ツルニ決シタリトノ噂伝ハリ當國各方面ニ鮮カラサル衝動ヲ与ヘタル模様ナル処三十日下院ニ於テ本件ニ閲シ質問出テ政府委員ハ過般伯林会談ノ際独逸側ニ対シ将来ノ海軍所要量ニ閲シ非公式会談ノ為代表ヲ倫敦ニ派遣方招請セルカ其ノ期日ハ未決定ニシテ猶考慮中ナリ又独逸ノ延期要求説ニ閲シテハ取調ノ上答弁スヘキ旨応答セリ本件真相ニ付更ニ探り見ル考ナルモ右不